

## 鹿野地区地域審議会協議会の開催要領

委員による協議会の開催について、下記のとおり定める。

### 1 必要と認める事項の提案

委員は審議に付すべき事項がある時は委員 3 名以上の賛同を得て、審議すべき事項の概要及び必要性を明らかにした文書をもって会長に申し出るものとする。

### 2 提案事項の協議

会長は前号の申し出があったときは協議会（以下市長の招集する会議以外の会議を「協議会」という。）を召集する。

この場合委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### 3 協議会での審議

協議会は会長が招集し、議事の進行、取りまとめについては、1 号の委員を代表する者があたり、他の委員は積極的にこれに参画する。

会長は必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### 4 協議会の議事

協議会の議事は委員の大方の賛同をもって決する。

### 5 その他

前各号に定めることのほか必要な事項は、会長が協議会に諮り決する。

平成 19 年 12 月 18 日協議